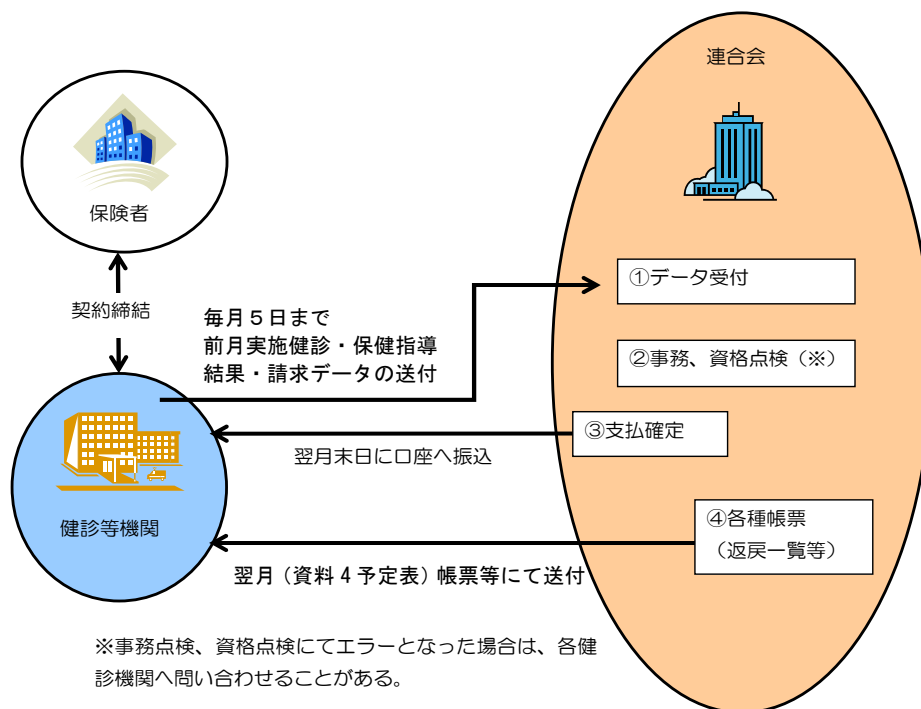


特定健康診査等に係る請求データの授受及び決済方法等について

① 特定健康診査・特定保健指導のデータの授受及び決済の概要



② 特定健康診査・特定保健指導データの提出

A) 電子媒体の場合

- (1) 提出用の電子媒体は、MO、FD 又は CD-R のいずれかとなります。
- (2) 提出用のデータファイル(国が定める電子的な標準様式によるファイル[XML形式])は、支払基金より配布されている暗号化・復号化ソフトにて暗号化のうえ、電子媒体に保存してください。
なお、提出される電子媒体には、別紙1のとおり表記するようお願いします。
- (3) 毎月5日までに所在都道府県の国民健康保険団体連合会へ(2)の電子媒体を持参又は郵送(書留等)で提出願います。
- (4) 国保連合会で受付後、「特定健診・特定保健指導 データ受領書」(別紙2-①)により受領した件数をお知らせします。
- (5) 受付処理を行った際に、データの記録条件不備等により受付ができないデータがあった場合、「特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書」(別紙2-②)により、エラーの内容及びエラー状況をお知らせします。

B) オンラインの場合

- (1) オンライン請求システム(支払基金が配布するオンライン送受信ソフト)によりデータファイル(国が定める電子的な標準様式によるファイル[XML形式])を送信してください。

- (2) データファイルは、随時送信できますが、前月6日から当月5日までに受付けた分を決済単位として処理します。
- (3) 国保連合会で受付後、「特定健診・特定保健指導 データ受領書」(別紙2-①)により受領した件数をお知らせします。(受付後、随時送信します。)
- (4) 受付処理を行った際に、データの記録条件不備等により受付ができないエラーがあった場合、「特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書」(別紙2-②)により、エラーの内容及びエラー状況をお知らせします。(受付後、随時送信します。)
- (5) (3) 及び (4) の帳票については、PDF で表示又はCSV データがダウンロードできます。

③ 返戻・過誤返戻の送付

A) 電子媒体の場合

- (1) 「(特定健康診査・特定保健指導) 返戻一覧表」(別紙2-③)、「(特定健康診査・特定保健指導) 過誤調整結果通知書」(別紙2-⑥)を帳票にて送付いたします。

B) オンラインの場合

- (1) オンライン請求システムにより「(特定健康診査・特定保健指導) 返戻一覧表(PDF)」(別紙2-③)、「(特定健康診査・特定保健指導) 過誤調整結果通知書(PDF)」(別紙2-⑥)を送信しますので、画面操作からデータを取得してください。

④ 特定健康診査・特定保健指導の費用決済

(1) 電子媒体による場合

ア 次の支払関係帳票を送付し、特定健診・特定保健指導の支払額をお知らせします。

- ① 支払額通知書(別紙2-④)、支払額内訳書(別紙2-⑤)…支払確定額及びその内訳をお知らせします。
- ② 「(特定健康診査・特定保健指導) 返戻一覧表」(別紙2-③)、「(特定健康診査・特定保健指導) 過誤調整結果通知書」(別紙2-⑥)…返戻・過誤返戻データの内訳、返戻理由、金額等をお知らせします。(前記③A)の(1)参照)

③ 特定健診・特定保健指導の費用を、請求締切日の属する月の翌月末日までに登録口座に振込みます。

(2) オンラインによる場合

ア 前記(1)の支払関係帳票をオンライン請求システムにより送信し、特定健診・特定保健指導の支払額等をお知らせします。(資料4 予定表参照)

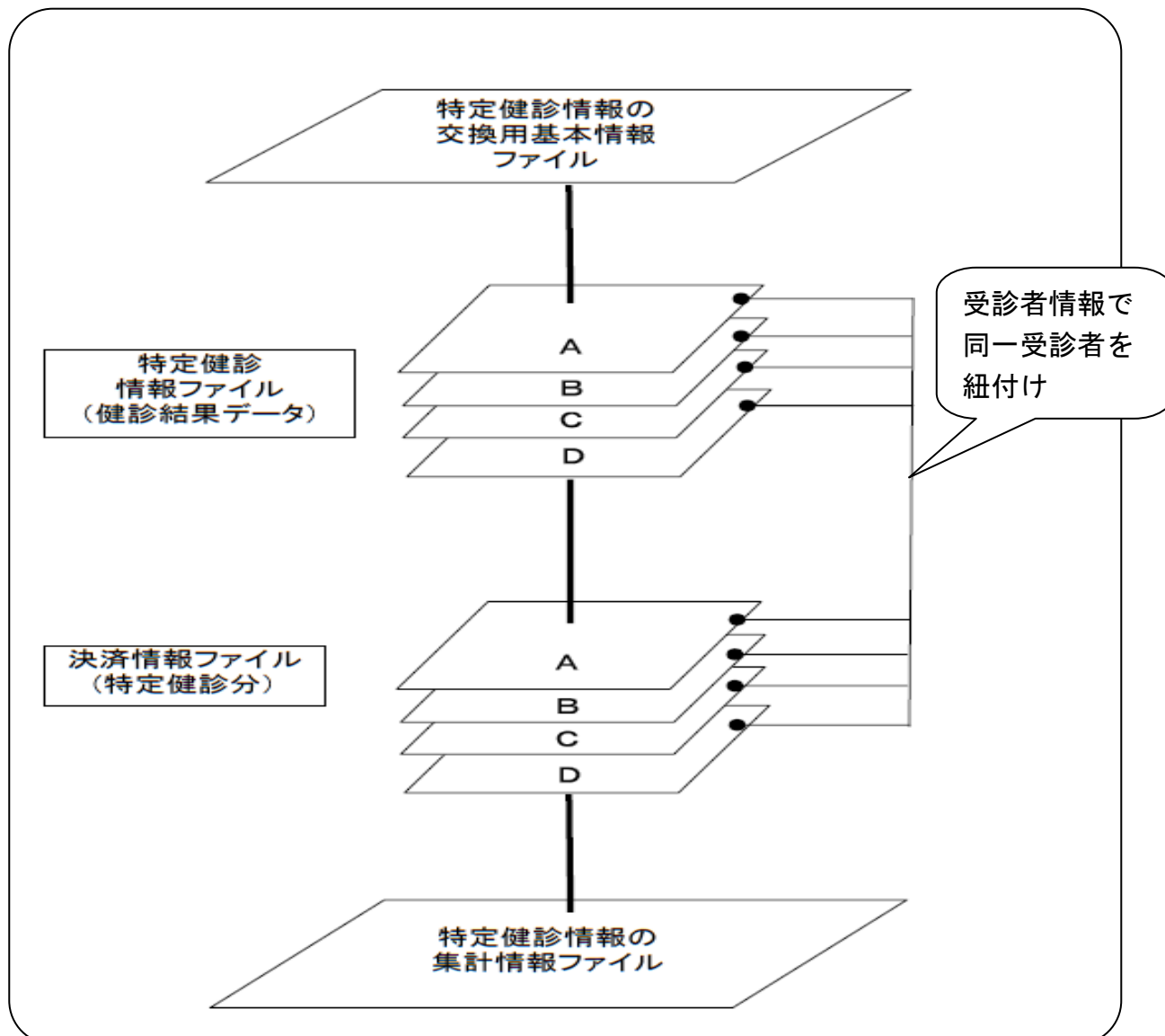
イ 特定健診・特定保健指導の費用を、請求締切日の属する月の翌月末日までに登録口座に振込みます。

⑤ 静岡県国保連合会の代行機関番号

「92299023」

⑥ 受付け締切日等予定表(資料4)を参照してください。

◆特定健診データ



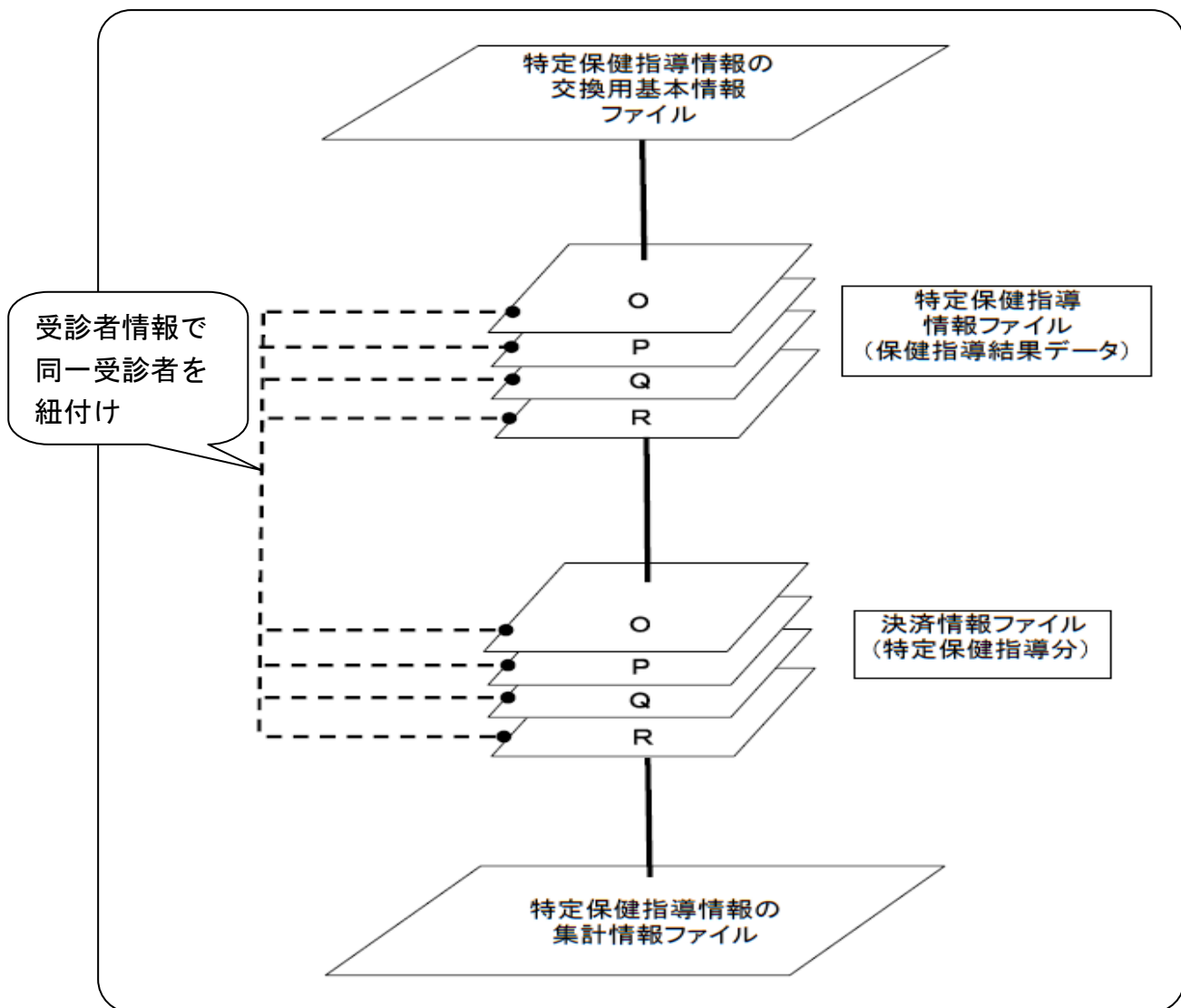
○提出ファイルは、次の4つのファイルで構成されます。

- ①特定健診情報の交換用基本情報ファイル
- ②特定健診情報ファイル (健診結果データ)
- ③決済情報ファイル (特定健診分)
- ④特定健診情報の集計情報ファイル

○以下の提出ファイルでは受付 (費用決済) が行えませんが、御注意ください。

- ・ 上記①～④ファイルが1つでも欠けている場合
- ・ 特定健診情報ファイル (健診結果データ) と対の決済情報ファイル (特定健診分) が存在しない場合
- ・ 決済情報ファイル (特定健診分) と対の特定健診情報ファイル (健診結果データ) が存在しない場合

◆特定保健指導データ



○提出ファイルは、次の4つのファイルで構成されます。

- ①特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル
- ②特定保健指導情報ファイル（保健指導結果データ）
- ③決済情報ファイル（特定保健指導分）
- ④特定保健指導情報の集計情報ファイル

○以下の提出ファイルでは受付（費用決済）が行えませんが、御注意ください。

- ・上記①～④ファイルが1つでも欠けている場合
- ・特定保健指導情報ファイル（保健指導結果データ）と対の決済情報ファイル（特定保健指導分）が存在しない場合
- ・決済情報ファイル（特定保健指導分）と対の特定保健指導情報ファイル（保健指導結果データ）が存在しない場合